

報告第9号

令和5年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により，令和5年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書について，別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日 提出

東海村長 山 田



令和5年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	東海駅東口駐輪場更新工事	64,880,000	64,880,000					64,880,000
	3 戸籍住民登録費	戸籍情報システム改修業務委託	3,894,000	3,894,000		3,894,000			
		戸籍附票システム改修業務委託	4,554,000	4,554,000		4,554,000			
		住民記録システム改修業務委託	462,000	462,000		462,000			
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応支援事業	34,454,000	15,070,000		15,070,000			
		物価高騰対応給付金支給事業 (均等割のみ課税世帯分)	85,000,000	70,087,000		70,087,000			
		物価高騰対応給付金支給事業 (こども加算分)	27,500,000	9,138,000		9,138,000			
		上水加圧給水装置修繕	2,090,000	2,090,000					2,090,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	2,190,000	2,190,000		2,190,000			
7 土木費	2 道路橋梁費	橋梁修繕工事	16,576,000	16,576,000		5,717,000			10,859,000
		道路基礎調査及び設計委託	21,000,000	21,000,000					21,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	2 道路橋梁費	公共嘱託登記等委託	700,000	700,000					700,000
		村道用地購入費	38,111,000	36,969,000					36,969,000
		用地購入に伴う補償金	70,300,000	70,300,000		33,000,000			37,300,000
10 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	照沼小学校災害復旧工事	35,235,000	35,235,000		16,669,000	8,200,000		10,366,000
合 計			406,946,000	353,145,000		160,781,000	8,200,000		184,164,000

令和6年6月3日 提出

東海村長 山 田 修

報告第10号

令和5年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により，令和5年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について，別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日 提出

東海村長 山 田



令和5年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 区画整理事業費	1 東海中央土地地区画 整理事業費	整地工事	103,200,000	101,200,000					101,200,000
		物件移転補償費	40,513,000	40,124,000					40,124,000
合 計			143,713,000	141,324,000					141,324,000

令和6年6月3日 提出

東海村長 山 田 修

報告第 1 1 号

令和 5 年度東海村水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により，令和 5 年度東海村水道事業会計予算繰越計算書について，別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

東海村長 山 田



令和5年度 東海村水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						損益勘定 留保資金	不要額		
1 資本的 支出	1 建設 改良費	外宿浄水場 水処 理・配水コントローラ 装置更新工事	円 14,300,000	円 13,860,000	円 8,320,000	円 8,320,000	円 440,000	円 0	世界的な半導体や樹脂 材料等の不足により、当 工事で必要となる機器 の納入遅延が生じ、工 期を延長したため。

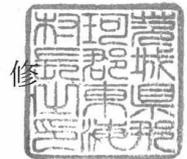
報告第12号

令和5年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により，令和5年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書について，別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日 提出

東海村長 山 田



## 令和5年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による流域下水道建設費の繰越額

(単位：千円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用 額	翌年度繰 越額に 係る要 する限 度	繰越額を たすた 入額	説明
						国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金				
1 汚水事業 資本的支出	2 流域下水道 建設費	流域下水道建設負 担金	20,090	19,081	16,738	0	16,000	738	1,009	0	県の建設事業が繰り越しとなったため。	
計			20,090	19,081	16,738	0	16,000	738	1,009	0		

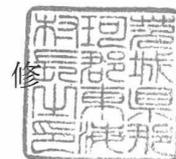
議案第 45 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す  
る条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に  
伴い、関係条例の整理を行うための条例の制定

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(東海村監査委員条例の一部改正)

第1条 東海村監査委員条例（平成11年東海村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「法第243条の2の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年東海村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(東海村下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 東海村下水道事業の設置等に関する条例（平成30年東海村条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(東海村水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 東海村水道事業の設置等に関する条例（昭和48年東海村条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(東海村病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 東海村病院事業の設置等に関する条例（平成17年東海村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第

8項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

東海村監査委員条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第6条（略） （職員の賠償責任の監査の請求及び要求）</p> <p>第7条 監査委員は、<u>法第243条の2の2第3項</u>又は第8項後段の規定により村長から監査又は意見を求められたときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p> <p>第8条～第10条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （職員の賠償責任の監査の請求及び要求）</p> <p>第7条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項</u>又は第8項後段の規定により村長から監査又は意見を求められたときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p> <p>第8条～第10条（略）</p>

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改正案
<p>第1条・第2条（略） （職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>	<p>第1条・第2条（略） （職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>

東海村下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第7条～第9条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第7条～第9条（略）</p>

東海村水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第4項</u>の規定により，水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は，当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p> <p>第7条・第8条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により，水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は，当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p> <p>第7条・第8条（略）</p>

東海村病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第4条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第6条～第16条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第6条～第16条（略）</p>

議案第46号

東海村学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

東海村学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定する。

令和6年6月3日 提出

東海村長 山 田



提案理由

東海村学童クラブにおいて、年間を通して長期休業期間中の一時利用者の受入を実施するに当たり、当該一時利用に係る利用料金を新たに設定するための条例の一部改正

## 東海村学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

東海村学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成15年東海村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書中「第2号」の次に「。以下「学校管理規則」という。」を加える。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第2項中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「当該月」を「学童クラブの利用」に改め、同条第2項中「次の各号に掲げる区分」を「別表の左欄に掲げる利用区分」に、「それぞれ当該各号」を「同表の右欄」に、「当該各号」を「別表」に改め、「減じた額」の次に「。学年末休業日の期間及び学年始休業日の期間を連続して利用する場合は、両利用区分の合計利用料金から1,000円を減じた額」を加え、同項各号を削り、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（利用区分）

第11条 学童クラブの利用区分は、次のとおりとする。

- （1） 定期利用 次条の規定により利用の許可を受けた日から、当該日が属する年度の末日までの間継続して行う利用をいう。
- （2） 長期休業期間利用 学校管理規則第3条第1項第4号から第7号までに規定する休業日（前条に規定する休館日を除く。）の期間に行う利用をいう。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 15 条関係）

利用区分		利用料金
定期利用	8 月以外の月	月額 5, 000 円
	8 月	月額 10, 000 円
長期休業期間利用	夏季休業日の期間	総額 12, 500 円
	冬季休業日の期間	総額 2, 500 円
	学年末休業日の期間	総額 2, 000 円
	学年始休業日の期間	総額 1, 500 円

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

東海村学童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第9条 学童クラブの開館時間は、授業の終了後から午後7時までとする。ただし、東海村立学校管理規則（平成5年東海村教育委員会規則第2号）第3条に規定する休業日（次条に規定する休館日を除く。）にあっては、午前7時30分から午後7時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 利用者は、当該月に係る利用料金を、指定管理者が指定する期日までに、指定管理者に納入しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（利用する児童の属する世帯が多子世帯（小学校1年生から小学校6年生までの範囲</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第9条 学童クラブの開館時間は、授業の終了後から午後7時までとする。ただし、東海村立学校管理規則（平成5年東海村教育委員会規則第2号。以下「<u>学校管理規則</u>」という。）第3条に規定する休業日（次条に規定する休館日を除く。）にあっては、午前7時30分から午後7時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(<u>利用区分</u>)</p> <p>第11条 <u>学童クラブの利用区分は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>定期利用</u> 次条の規定により利用の許可を受けた日から、当該日が属する年度の末日までの間継続して行う利用をいう。</p> <p>(2) <u>長期休業期間利用</u> 学校管理規則第3条第1項第4号から第7号までに規定する休業日（前条に規定する休館日を除く。）の期間に行う利用をいう。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 利用者は、<u>学童クラブの利用</u>に係る利用料金を、指定管理者が指定する期日までに、指定管理者に納入しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、<u>別表の左欄に掲げる利用区分</u>に応じ、<u>同表の右欄</u>に定める額（利用する児童の属する世帯が多子世帯（小学校1年生から小学校6年生までの範囲</p>

において、2人以上の子どもが学童クラブを利用している世帯をいう。)の場合、最年長の児童から順に2人目以降の児童については、当該各号に定める額から1,000円を減じた額)の範囲内において、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

(1) 8月以外の月 5,000円

(2) 8月 10,000円

第15条 (略)

(原状回復義務)

第16条 (略)

2 利用者は、利用が終わったとき又は第12条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

において、2人以上の子どもが学童クラブを利用している世帯をいう。)の場合、最年長の児童から順に2人目以降の児童については、別表に定める額から1,000円を減じた額。学年末休業日の期間及び学年始休業日の期間を連続して利用する場合は、両利用区分の合計利用料金から1,000円を減じた額)の範囲内において、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

第16条 (略)

(原状回復義務)

第17条 (略)

2 利用者は、利用が終わったとき又は第13条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

別表(第15条関係)

利用区分		利用料金
定期利用	<u>8月以外の月</u>	<u>月額5,000円</u>
	<u>8月</u>	<u>月額10,000円</u>
長期休業期間利用	<u>夏季休業日の期間</u>	<u>総額12,500円</u>
	<u>冬季休業日の期間</u>	<u>総額2,500円</u>
	<u>学年末休業日の期間</u>	<u>総額2,000円</u>
	<u>学年始休業日の期間</u>	<u>総額1,500円</u>

議案第 47 号

東海村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東海村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の一部改正に伴い，新たに定義された特定空家になるおそれのある管理不全空家等に係る規定の新設及び引用条項の整理等の所要の改正を行うための条例の一部改正

## 東海村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

東海村空家等対策の推進に関する条例(令和2年東海村条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法第3条」を「法第5条」に改める。

第7条第1項中「法第14条」を「法第13条」に、「助言，指導又は」を「指導若しくは勧告（以下「指導等」という。）を受けた管理不全空家等又は法第22条第1項又は第2項の規定による助言，指導若しくは」に改め，「理由により」の次に「指導等又は」を加え，同条第2項中「申出に係る」を削り，「当該所有者等」を「申し出た者（以下「申出者」という。）」に改め，同条第3項及び第4項中「当該特定空家等の所有者等」を「申出者」に改める。

第8条第1項中「特定空家等に倒壊等の危険が切迫し」を「法22条第11項に規定するもののほか」に，「明らかである場合であって，当該特定空家等」を「明らかな管理不全空家等又は特定空家等（以下「危険な状態にある空家等」という。）について，危険な状態にある空家等」に改め，「解消する」の次に「意思又は」を加え，「当該特定空家等の」を削り，同条第2項中「特定空家等」を「危険な状態にある空家等」に改める。

第10条中「，空家等」の次に「，管理不全空家等」を加える。

### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。

東海村空家等対策の推進に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、<u>法第3条</u>の規定により空家等の適切な管理に努めるとともに、空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(代行措置)</p> <p>第7条 <u>法第14条</u>第1項又は第2項の規定による<u>助言、指導又は勧告</u>(以下「助言等」という。)を受けた特定空家等の所有者等は、やむを得ない理由により助言等に係る措置をとることができないときは、村長に対し、自己の負担において当該措置を村長が代わってとるよう申し出ることができる。</p> <p>2 村長は、前項の規定による申出があった場合において、必要があると認めるときは、当該申出に係る措置を当該所有者等に代わって自らとり、又は第三者にとらせること(以下「代行措置」という。)ができる。</p> <p>3 村長は、代行措置が完了したときは、<u>当該特定空家等の所有者等</u>から当該代行措置に要する費用を徴収するものとする。</p> <p>4 村長は、代行措置に当たっては、その内容及び費用の徴収に関し、あらかじめ、<u>当該特定空家等の所有者等</u>から同意を得るものとする。</p> <p>(緊急安全措置)</p> <p>第8条 村長は、<u>特定空家等に倒壊等の危険が切迫し</u>、村民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすことが<u>明らかである場合であって</u>、<u>当該特定空家等の所有者等</u>が自ら危険な状態を解消する時間的余裕がないと認めるときに限り、<u>当該特定空</u></p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、<u>法第5条</u>の規定により空家等の適切な管理に努めるとともに、空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(代行措置)</p> <p>第7条 <u>法13条</u>第1項又は第2項の規定による<u>指導若しくは勧告</u>(以下「指導等」という。)を受けた<u>管理不全空家等又は法第22条第1項又は第2項の規定による助言、指導若しくは勧告</u>(以下「助言等」という。)を受けた特定空家等の所有者等は、やむを得ない理由により<u>指導等又は助言等</u>に係る措置をとることができないときは、村長に対し、自己の負担において当該措置を村長が代わってとるよう申し出ることができる。</p> <p>2 村長は、前項の規定による申出があった場合において、必要があると認めるときは、当該措置を<u>申し出た者(以下「申出者」という。)</u>に代わって自らとり、又は第三者にとらせること(以下「代行措置」という。)ができる。</p> <p>3 村長は、代行措置が完了したときは、<u>申出者</u>から当該代行措置に要する費用を徴収するものとする。</p> <p>4 村長は、代行措置に当たっては、その内容及び費用の徴収に関し、あらかじめ、<u>申出者</u>から同意を得るものとする。</p> <p>(緊急安全措置)</p> <p>第8条 村長は、<u>法22条第11項に規定するもののほか</u>、村民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすことが<u>明らかな管理不全空家等又は特定空家等(以下「危険な状態にある空家等」という。)</u>について、<u>危険な状態にある空家等の所有者</u></p>

家等の危険な状態を緊急に回避するための必要最小限の措置を自らとり、又は第三者にとらせること（以下「緊急安全措置」という。）ができる。

2 村長は、緊急安全措置が完了したときは、当該特定空家等の所有者等から当該緊急安全措置に要する費用を徴収するものとする。

第9条（略）

（自主的な解決との関係）

第10条 この条例の規定は、空家等又は特定空家等に関する紛争の当事者が、双方の合意により当該紛争を自主的に解決することを妨げるものではない。

第11条（略）

等が自ら危険な状態を解消する意思又は時間的余裕がないと認めるときに限り、危険な状態を緊急に回避するための必要最小限の措置を自らとり、又は第三者にとらせること（以下「緊急安全措置」という。）ができる。

2 村長は、緊急安全措置が完了したときは、当該危険な状態にある空家等の所有者等から当該緊急安全措置に要する費用を徴収するものとする。

第9条（略）

（自主的な解決との関係）

第10条 この条例の規定は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等に関する紛争の当事者が、双方の合意により当該紛争を自主的に解決することを妨げるものではない。

第11条（略）

令和 6 年度 東海村 一般会計補正予算（第 2 号）

議案第48号

## 令和6年度 東海村一般会計補正予算（第2号）

令和6年度東海村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,805,230千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月3日 提出

東海村長 山田



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,077,509	93,628	2,171,137
	2 基金繰入金	2,064,483	93,628	2,158,111
21 諸収入		363,453	48,208	411,661
	5 雑入	295,779	48,208	343,987
歳入	合計	21,663,394	141,836	21,805,230

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		7,175,435	16,236	7,191,671
	2 児 童 福 祉 費	3,219,749	16,236	3,235,985
4 衛 生 費		2,411,710	90,220	2,501,930
	1 保 健 衛 生 費	1,187,594	90,220	1,277,814
8 消 防 費		797,513	7,770	805,283
	1 消 防 費	797,513	7,770	805,283
9 教 育 費		3,545,702	27,610	3,573,312
	2 小 学 校 費	786,263	27,610	813,873
歳 出 合 計		21,663,394	141,836	21,805,230

# 東海村一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	2,077,509	93,628	2,171,137
21 諸収入	363,453	48,208	411,661
歳入合計	21,663,394	141,836	21,805,230

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 民 生 費	7,175,435	16,236	7,191,671				16,236
4 衛 生 費	2,411,710	90,220	2,501,930			47,808	42,412
8 消 防 費	797,513	7,770	805,283			400	7,370
9 教 育 費	3,545,702	27,610	3,573,312				27,610
歳 出 合 計	21,663,394	141,836	21,805,230			48,208	93,628

2 歳 入

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 財政調整基金繰入金	1,754,518	93,628	1,848,146	1 財政調整基金繰入金	93,628	財政調整基金繰入金 93,628
計	2,064,483	93,628	2,158,111			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

2 雑入	270,258	48,208	318,466	1 雑入	48,208	自治総合センターコミュニティ助成金(地域防災) 400 新型コロナワクチン接種費用助成金 47,808
計	295,779	48,208	343,987			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3 児童福祉施設費	1,196,588	16,236	1,212,824				16,236	12 委託料	3,960	○保育所管理事業 給食調理業務委託料	3,960
								17 備品購入費	12,276	○(仮称)東海村緊急保育所整備事業 (仮称)東海村緊急保育所備品購入費	12,276
計	3,219,749	16,236	3,235,985				16,236				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	184,444	90,220	274,664			47,808	42,412	10 需用費	218	○予防接種事業 新型コロナワクチン接種案内	90,220
								11 役務費	807	文印刷代 郵便料	218 807
								12 委託料	89,195	予防接種委託料 新型コロナワクチン予診票作成業務委託料	88,128 1,067
計	1,187,594	90,220	1,277,814			47,808	42,412				

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

2 非常備消防費	30,988	400	31,388			400		18 負担金、補助及び交付金	400	○自主防災組織育成補助事業 自治総合センターコミュニティ助成金	400 400
3 消防施設費	9,841	7,370	17,211				7,370	14 工事請負費	7,370	○常備消防用施設整備管理事業 防火水槽撤去工事	7,370 7,370
計	797,513	7,770	805,283			400	7,370				

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	784,657	27,610	812,267				27,610	14 工事請負費	27,610	○小学校施設整備事業 白方小学校給湯設備改修工事	27,610 27,610
計	786,263	27,610	813,873				27,610				

議案第49号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する関係地方  
公共団体の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定  
により茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第2  
3号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の  
11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

東海村長 山 田



提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による現行の被  
保険者証の廃止，関係市町村の事務処理時期を勘案した負担金の額算定  
基準日の変更等に伴う規約の一部変更

## 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年市町村指令第23号)の一部を次のように変更する。

第11条第3項を削る。

別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現 行	改正案																
<p>第1条～第10条 (略) (執行機関の組織)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</u></p> <p>第12条～第20条 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</p> <p>3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</p> <p>4～6 (略)</p> <p>別表第2 (第18条関係)</p>	<p>第1条～第10条 (略) (執行機関の組織)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条～第20条 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>資格確認書等</u>の引渡し</p> <p>3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付</p> <p>4～6 (略)</p> <p>別表第2 (第18条関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="125 927 584 975">区 分</th> <th data-bbox="584 927 1093 975">負 担 割 合 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="125 975 584 1114">1 共通経費</td> <td data-bbox="584 975 1093 1114">均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="125 1114 584 1203">2 医療給付に要する経費</td> <td data-bbox="584 1114 1093 1203">高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="125 1203 584 1337">3 保険料その他の納付金 (高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額)</td> <td data-bbox="584 1203 1093 1337">市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	負 担 割 合 等	1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%	2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額	3 保険料その他の納付金 (高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額)	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 927 1592 975">区 分</th> <th data-bbox="1592 927 2096 975">負 担 割 合 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 975 1592 1114">1 共通経費</td> <td data-bbox="1592 975 2096 1114">均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1114 1592 1203">2 医療給付に要する経費</td> <td data-bbox="1592 1114 2096 1203">高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1203 1592 1337">3 保険料その他の納付金 (高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額)</td> <td data-bbox="1592 1203 2096 1337">市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	負 担 割 合 等	1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%	2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額	3 保険料その他の納付金 (高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額)	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額
区 分	負 担 割 合 等																
1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%																
2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額																
3 保険料その他の納付金 (高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額)	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額																
区 分	負 担 割 合 等																
1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%																
2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額																
3 保険料その他の納付金 (高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額)	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額																
<p>備 考</p> <p>1 人口割の算定は、前年度の<u>3月31日</u>現在の住民基本台帳に基づく人口によ</p>	<p>備 考</p> <p>1 人口割の算定は、前年度の<u>1月1日</u>現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p>																

る。

2 高齢者人口割の算定は、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。

2 高齢者人口割の算定は、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。